

平成25年度関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 18倶楽部 ・ 90名)

期日：6月3日(月)

場所：平塚富士見カントリークラブ 平塚コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	増井 裕子	相模野	栗原 美佐枝	小田原・松田	横山 恵子	津久井湖		
2	8:09	小路 知加子	大秦野	本田 芙佐子	鎌倉	市川 悦子	東名厚木	大澤 喜代江	大相模
3	8:18	加藤 理刈	平塚富士見	佐久間 みち	秦野	南雲 真理	箱根	三ツ井 京子	相模
4	8:27	露木 直子	東名厚木	谷 早苗	葉山国際	橋本 良子	湘南シーサイド	田谷 千秋	平塚富士見
5	8:36	人見 洋子	鎌倉	梨本 玲子	大相模	宮下 ひとみ	大厚木	原 和子	中津川
6	8:45	田口 貴美子	相模原	谷口 千栄子	大相模	永野 ツタエ	湘南シーサイド	武井 優子	秦野
7	8:54	大畠 恵子	中津川	中原 頼子	箱根	和崎 明美	小田原・松田	岩田 淳子	横浜
8	9:03	阿部 木綿子	相模野	飛鳥井 友理子	清川	山本 洋子	東名厚木	梶本 美津子	湘南シーサイド
9	9:12	義澤 久子	中津川	渡辺 良子	相模	江成 友子	津久井湖	葉山 容子	大秦野
10	9:21	小林 美穂	大厚木	佐久間 祐子	秦野	平川 春美	相模野	武藤 京子	相模原
11	9:30	東 真美	大厚木	熊澤 勢以子	箱根	古川 真美	津久井湖	杉田 佐代子	鎌倉
12	9:39	七海 麻紀	清川	島路 五百子	横浜	佐々木 末子	葉山国際	松川 和世	平塚富士見

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
13	8:00	榊原 まり子	清川	勝又 紀子	横浜	金子 弥生	相模原		
14	8:09	今村 房子	葉山国際	原木 一二三	大厚木	池田 久美子	湘南シーサイド	窪田 和子	中津川
15	8:18	佐藤 彩香	小田原・松田	平本 薫	津久井湖	入江 佳子	横浜	石井 恵子	大秦野
16	8:27	今井 信子	箱根	藤田 陽子	相模野	梅原 三つる	清川	岡部 華奈子	相模原
17	8:36	小菅 佐智子	秦野	魚谷 政子	相模	青田 妙子	相模野	黒澤 街子	清川
18	8:45	高谷 公子	津久井湖	岸 優子	大秦野	広沢 貞子	鎌倉	四竈 恵美子	葉山国際
19	8:54	斉藤 孝子	東名厚木	荒木 幸恵	大厚木	豊田 章子	平塚富士見	亀谷 晶子	相模
20	9:03	中野 陽子	箱根	宮崎 優子	小田原・松田	日柄 祐恵	相模原	瀬戸 恵子	大相模
21	9:12	島崎 吉枝	葉山国際	川島 みゑ子	平塚富士見	笹貫 白根	横浜	山本 裕子	鎌倉
22	9:21	山口 晴美	大相模	上田 文子	秦野	池田 朋代	小田原・松田	清水 朝子	大秦野
23	9:30	小倉 幸子	湘南シーサイド	菰下 淑子	相模	為近 有為子	中津川	白石 美津子	東名厚木

競技委員長 多勢 リサ

平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選

開催日 : 6 月 3 日(月)

開催コース : 平塚富士見カントリークラブ 平塚コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での
掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカ
ルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終であ
る。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴル
フシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置
すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全
員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレー
を再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断し
なければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレ
ーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当
な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : }
険悪な気象状況による即時中断 : } キャディー携帯するトランシーバーを通じてプレーヤーに連絡する。
プレーの再開 : }

または競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止
する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球(およびスタンス)がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. コースと不可分の部分
6 番ホール祥森橋
7. プレー禁止の修理地
7 番ホールにおいて、フェアウェイ左側の修理地はプレー禁止の修理地とする。
8. 防球ネット
11 番ホール左側、16 番ホール左側および 17 番ホール左側の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
9. 予備グリーン
予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、プレーヤーはゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 コインを限度とする。
4. カートの運転および操作は原則としてキャディーのみとする。

競技委員長 多勢リサ

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	474	368	313	356	364	142	480	140	344	2981
Par	5	4	4	4	4	3	5	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
330	516	120	338	340	104	491	316	355	2910	5891
4	5	3	4	4	3	5	4	4	36	72